別記第９号様式（第１５条関係）

　　　　　　東京都立職業能力開発センター施設設備使用申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

東京都立多摩職業能力開発センター八王子校長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　東京都立職業能力開発センターの施設を使用したいので、東京都立職業能力開発センター条例

　　施行規則第１５条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
|  使　用　目　的 |  |
|  使 用 内 容 |  施　設　の　名　称 | 　年月日（曜日） | 時　　　　　　間 |
|  |  | 時　　分から　　時　　分まで |
|  |  | 　　時　　分から　　時　　分まで |
|  |  | 　　時　　分から　　時　　分まで |
|  |  | 　　時　　分から　　時　　分まで |
|  |  | 　　時　　分から　　時　　分まで |
|  |  | 　　時　　分から　　時　　分まで |
| 入場料等徴収の有無 |  　有（１人　　　　円）　　　　　無 | 　 人員　　　　　　　　　　人 |
|  使用時における 会場責任者 | 　 住所　 氏名　 電話 |
|  会場に特別の設 備をし、又は変  　　　　　　　　　　　　　　　　 |  |
|   備、機械等の名  |  |
|  備 考 |  |

* 裏面の使用の条件をよくお読みください。

〔使用の条件〕

　　　（１）　施設設備の使用に際しては、職業能力開発センターの所長又は校長の指示に従うこと。

　　　（２）　職業能力開発センターの所長又は校長の指示を守らず、又は他の使用者に迷惑を掛けるなど、職業能力開発センターの運営を阻害したものに対しては、使用承認を取り消し、又は以後の使用を制限することがあります。

　　　（３）　職業能力開発センターの業務運営上、必要が生じたときは、使用承認を取り消し、又は使用を中止させることがあります。

　　　（４）　使用を終了したときは、使用した施設を原状に回復すること。

　　　（５）　職業能力開発センターの施設設備に損害を与えた場合は、職業能力開発センターの所長又は校長が相当と認める損害額を賠償すること。ただし、職業能力開発センターの所長又は校長がやむを得ない理由があると認めたときは、減額し、又は免除することがあります。

　　　（６）　東京都立職業能力開発センター条例第12条第2項ただし書の規定に基づき、施設使用に関する実費を徴収します。

「施設設備使用申請書」添付書類

**実　施　計　画　書**

令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 1.使用目的 |  |
| 2.具体的な実施内容 |  |
| 3.動力電源の有無 |  |
| 4.講習、検定等進行予定 |  |
| 5.その他 |  |
| 備考 |  |